

参 考 资 料

用語解説

【あ行】

Is 値

Is 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値です。

一般的な Is 値の目安は以下の通りです。(旧建設省告示)

Is 値 0.3 未満.....破壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上 0.6 未満.....破壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上.....破壊する危険性が低い

【か行】

活断層

最近の地質時代(第四紀:約200万年前から現在)に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。

注1 「新編日本の活断層」(活断層研究会編、1991年)による

既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたのに、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではありませんが、一定規模以上の建替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければなりません。

緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。

建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられ、市町村は策定することが望ましいとされています。

減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切です。

【さ行】

在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法です。

所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法による特定行政庁を指し、東近江市における所管行政庁は東近江市です。

住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査です。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施しています。

鈴鹿東縁断層帯

鈴鹿東縁断層帯は、岐阜県大垣市から三重県いなべ市、三重郡菰野（こもの）町、四日市市、鈴鹿市を経て、亀山市に至る断層帯であり、全体の長さは約34～47kmにわたります。

鈴鹿東縁断層帯は、全体が1つの活動区間として活動すると推定され、その際にはマグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定されます。

鈴鹿西縁断層帯

鈴鹿西縁断層帯は、滋賀県米原市から、甲賀市に至る断層帯であり、長さは約44kmで、ほぼ南北方向に延びています。

鈴鹿西縁断層帯は、全体が1つの区間として活動すると推定され、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定されます。なお、本市域を縦断する百済寺断層は、この断層帯の一部とされています。

【た行】

耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）【再掲】

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年 M7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震で、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震です。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている巨大地震です。

特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐ恐れがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

【な行】

ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのことです。例えば道路ネットワーク、コンピューターネットワーク、全国的な放送局の組織網などがあります。

【は行】

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

花折断層（三方・花折断層帯）

三方・花折断層帯は、滋賀県高島市から京都市を経て京都府宇治市に至る断層帯であり、全体として長さは約 58km で、北北東 - 南南西方向に延びています。

なお、本断層帯は、断層のずれの種類及び過去の活動時期から、断層帯北端の高島市から花折峠付近までの北部、花折峠付近から京都市左京区南部までの中部、及び京都市左京区南部から断層帯南端の宇治市に至る南部の 3 つの区間に細分されています。

バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

琵琶湖西岸断層地震

琵琶湖西岸断層帯は、高島市マキノ町から大津市に至る活断層で、長さ約 59km に渡ります。今後 30 年以内の地震発生確率は最大 9% とされており、全国的にみて発生確率が高い地震といえます。想定されている地震の規模は、阪神・淡路大震災を超えるマグニチュード 7.8 程度になります。

東近江市既存建築物耐震改修促進計画

発 行 / 東近江市

発行年月 / 平成 20 年 3 月

編 集 / 都市整備部建築指導課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

T E L 0748-24-5656 I P 050-5801-5656

F A X 0748-24-5695

ホームページ <http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

E-mail info@city.higashiomi.shiga.jp
